

渋川市放課後こども居場所づくり事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この事業は、通学区域内に放課後児童クラブが設置されていない小学校に通学する児童が、通学区域外の放課後児童クラブを利用するための移動に係る費用を市が補助することで、児童の安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、保護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号に掲げる児童の保護者とする。

(1) 住民登録が伊香保地区にあり、かつ伊香保小学校に通学している児童

(2) 住民登録が小野上地区にあり、かつ小野上小学校に通学している児童

(補助対象経費等)

第3条 前条の各号に掲げる児童（以下「対象児童」という。）が、通学区域外の放課後児童クラブ（対象児童が通学する小学校から10キロメートル以内にある市内の放課後児童クラブに限る。）に通うため、しぶかわファミリー・サポート・センターが実施する送迎サービスを利用する際の経費を補助する。

2 補助対象経費は、対象児童が通学する小学校（小学校における休業日については、対象児童の自宅も含む。）から放課後児童クラブまでの送りに係る報酬及び交通費とする。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。